

令和7年度第1回2040年を見据えた  
保健師活動のあり方に関する検討会

参考資料5

令和7年6月25日

※本検討会の内容は令和6年度地域保健総合推進事業において2回の検討を行っています。

# 保健師活動指針の改正に向けた 日本看護協会の提案

公益社団法人 日本看護協会  
常任理事 松本 珠実

# 保健師を取り巻く新たな施策

## 地域完結型の医療・介護提供体制の構築

- 2024年12月の新たな地域医療構想に関するとりまとめでは、在宅医療、介護との連携等が追加され、介護保険事業を運営する**市町村の役割が重要**とされた
- 市町村には調整会議への参画を求め、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町村による在宅医療、介護連携、かかりつけ医機能の確保等の取組を推進することが期待されている

## 子育て家庭への包括的な支援体制の構築

- 令和4年改正の児童福祉法では、児童及び妊産婦の福祉及び母性、並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、より複合的なニーズに対応する包括的な支援を行う「**こども家庭センター**」が創設
- 「こども家庭センター」には、母子保健・児童福祉の両機能業務への十分な知識、俯瞰して判断できる**統括支援員の配置**が進められ、**約8割（77.8%）は保健師が従事**（令和6年10月1日現在・こども家庭庁虐待防止対策課調べ）
- 母子保健・児童福祉の連携・協働を深め、虐待の予防から子育てまで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応できる体制の構築が求められている

# 保健師を取り巻く新たな施策

## 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

- 令和6年の精神保健福祉法の改正により、精神障害者・精神保健に課題を抱える人への相談支援、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築
- 令和6年の障害者総合支援法の改正により、市町村での「基幹相談支援センター」の設置等が努力義務化。基幹相談支援センターは、障害者等の地域の相談支援の中核的基幹として役割・機能を強化

## 災害・感染症等に対する地域の健康危機管理体制の強化

- 令和5年の地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正で、感染症も含めた地域の健康危機管理体制の確保が強化
- 保健師は、平常時からの体制整備、発災時は被害状況等の情報収集及び発信、自宅、避難所及び仮設住宅等における健康管理、福祉避難所の避難者への対応、保健師等の応援派遣（受援）調整、関係者との支援体制の調整を担う
- 市町村は、保健所と協力して、健康危機管理対応手引書の作成をはじめ、大規模災害発生時の情報収集、地域住民への情報提供等の準備、医療機関との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援及び受援体制を構築するなど、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために統括保健師を配置する

## 前項を踏まえた 保健師活動の課題

- 保健・医療・福祉・介護との連携を含めた、効果的・効率的な保健事業を展開するための保健師の役割・機能、活動のあり方の明確化
- 従来からの保健活動に加え、介護、障害、子ども、子育て等、各法に基づく包括的な相談支援やケアシステムの構築、複合的なニーズを持つ対象者への支援など、地域共生社会の実現に向けた体制整備
- 地域の健康づくり、災害や感染症等の健康危機管理体制の整備、包括的な相談支援やケアシステムを構築できる人材の確保・育成のあり方とそのための体制づくり、保健師のウェルビーイングの向上



### 地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正(最終改正:令和6年3月)

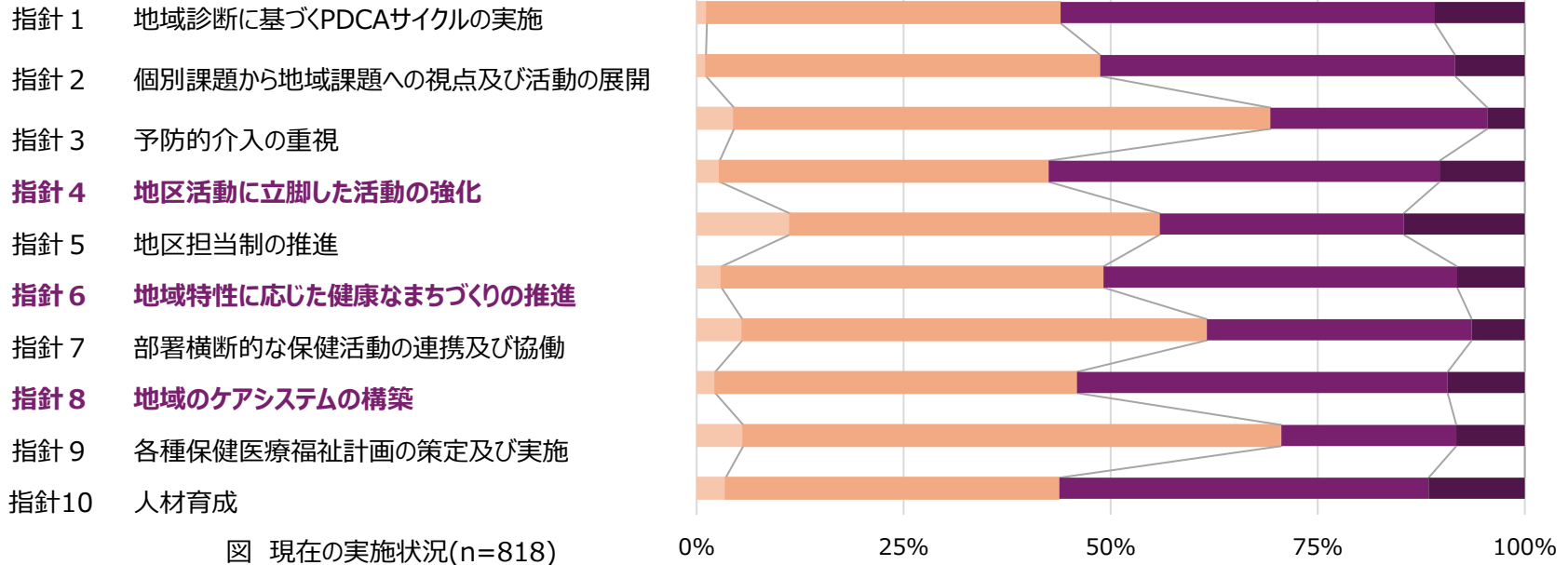
※令和5年3月改正「統括保健師」「総合的なマネジメント担う保健師」の位置づけ・配置等が明記

現状の課題と2040年を見据え保健師活動指針の改正は不可欠

# 保健師活動指針に基づく保健活動の取り組み状況

厚生労働科学研究費補助金 健康安全・危機管理対策総合研究事業（2019年度～2021年度）  
「保健師活動の展開推進及び統括保健師の役割遂行力開発」に関する研究報告（研究代表者 井伊 久美子）結果からの抜粋

■ とてもよくできている ■ どちらかというできている ■ どちらかというできていない ■ できていない



- 国の施策や制度に基づく「予防的介入の重視」「部署横断的な健康なまちづくりの推進」「各種保健医療福祉計画の策定及び実施」への取組は良好
- 地域を基盤にした活動である「**地区活動に立脚した活動の強化**」「**地域の特性に応じた健康なまちづくりの推進**」「**地域のケアシステムの構築**」の取組が低調
- 国や都道府県の方針による実施が義務付けられている事業を優先している状況が示唆

**保健師活動指針の実効性を高める見直しが必要**

# 保健師活動指針の改正に向けた提案

- 社会情勢の変化や地域保健を取り巻く状況の変化に伴い、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」も改正され、保健師に求められる役割が更に大きくなっている。
- 保健師の専門性や使命・価値、2040年を見据えた保健師の保健活動のあり方を示し、保健活動の質の担保と活動の円滑化を図るため、地域保健対策の推進における保健師活動の方向性を示す必要がある。

## 本会からの4つの提案

1. 地域保健活動を推進するうえでの**保健師の役割・活動のあり方**を明確化
2. **統括保健師の役割・機能の明確化**・計画的な育成
3. **現任教育（クリニカルラダー・キャリアパス）**・定着への取組みの強化
4. 都道府県による**小規模自治体の人材確保・保健活動への支援体制の整備**

# 1. 地域保健活動を推進するうえでの保健師の役割・活動のあり方を明確化

---

- 人口の規模や地域の状況が異なる中で、**地域共生社会の実現のための**様々な施策や事業を地域のニーズを踏まえてオーダーメイドできる**保健師の「地区担当制」の強み**を活動指針の中核に置く。
- 「地区担当制」は、地域全体の健康づくりに責任を持つ保健活動を展開するうえで重要。小規模市町村が増加する2040年に向けて、**地域全体に責任を持つエリアマネージャー**として、**保健師がその役割と機能を発揮**する。
  - 都道府県保健所の保健師は、市町村単位で地域を受け持ち、市町村保健師からの相談窓口として機能させる。
  - 市町村保健師は小学校区などの住民組織単位で地域を受け持ち、市町村と保健所の重層的な体制による地域保健活動の展開を基本とする。
- また、地域ニーズに即したサービスとして実施するには、地区活動から得られた情報と、健診等の各種データ等を結びつけてPDCAサイクルを回すことが重要であり、**保健師活動へのICTの活用や地域保健対策におけるDXの推進は不可欠**である。

## 2. 統括保健師の役割・機能の明確化・計画的な育成

---

- 都道府県、市町村の本庁に「統括保健師」を配置し、所管地域全体の地域保健対策の効果的・効率的な推進に向け、各種施策や事業を組織横断的に調整するとともに、それを担う保健師の確保や育成等、人材管理を含めた総合的なマネジメントができるよう、その役割・機能、組織内の位置づけを明確にする。
- 保健所の「保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師」については、保健所内の組織横断的な保健活動の推進や、管轄市町村の統括保健師同士のネットワークの構築、実務的な研修や訓練を通して、健康危機管理を含めた地域全体の保健師の活動基盤を強化する。本庁の統括保健師とは名称の混乱を避け、「調整総括保健師」などに変更する。
- 都道府県、市町村の統括保健師が、地域の健康水準の向上と、地域保健対策を牽引できるよう、専門性の向上と、切れ目のない育成に向け、国及び都道府県が統括保健師の育成に責任を持つ。



### 3. 現任教育(クリニカルラダー・キャリアパス)・定着への取組みの強化

---

- 新たな課題に創造的に取組み、地域保健活動の更なる向上を図り、質の高い保健サービスを展開するには、自治体保健師の専門性や実践能力の向上は重要である。保健師基礎教育やキャリア背景が多様化する中、**クリニカルラダー** (※) に基づく、**継続的かつ体系的な人材育成は不可欠**である。

※クリニカルラダー：保健分野以外への保健師配置も増えており、自治体保健師の標準的なキャリアラダーと異なり、業務の種別によらず保健師の実践能力に基づく習熟段階を明示したもの

- 小規模自治体が増加する中、全自治体保健師がキャリア形成できるよう、保健師のクリニカルラダーやキャリアパス、それに基づく研修のあり方を示し、どの自治体でも必要な研修にアクセスできる環境の整備、**国・都道府県・市町村による人材育成の責務・支援のあり方**を明確にする。
- 保健師のウェルビーイングの向上を図り、各保健師が孤立せず活動できるよう、また、度重なる健康危機にも対応できるよう、自治体組織を超えた保健師間の連携・協働を強化する。

## 4. 都道府県による小規模自治体の人材確保・保健活動への支援体制の整備

---

- 新たな地域医療構想では、地域の課題に応じた医療人材の確保が重要とされており、地域保健活動に従事する保健師についても、業務移管を前提とせず、市町村の課題に即した実効性のある確保・育成策を講じる必要がある。
- このため、都道府県・政令市・中核市保健師と小規模市町村の人事交流、都道府県保健師の市町村への派遣、都道府県保健師のエリア採用など、継続的に必要な保健師を確保できる体制のあり方と、活用できる制度や財源等を示す必要がある。
- 小規模市町村の保健活動の強みは、個別から地域全体への保健活動の展開、地域住民や多職種との連携・協働、施策形成などの多種多様な業務経験ができることである。そのため、保健師のキャリア形成に必要な実践力や問題解決能力等を習得できる可能性がある。
- 都道府県と小規模市町村の重層的な関係性を活かし、相互交流による保健師のキャリア形成や、ウェルビーイングの向上につながるような体制を整備する。

# 本会の4つの提案を実現するための基盤整備

## ■ 公衆衛生の本質の強化

- 高齢化や人口減少への対応、健康な地域づくりにおいて、地域保健対策の一層の推進が重要。
- 疫学や社会学的知見に基づく対応など、**公衆衛生の本質を踏まえた活動**を強化する指針とする。

## ■ 地域保健活動の基盤の再構築と連携・協働の推進

- 地域社会の変化に伴い、**地域共生社会の実現や地域ケアシステムの構築**が喫緊の課題。
- 地域保健活動の基盤を強化するため、保健所・市町村の機能・役割を再構築するとともに、地域の保健、**医療**、福祉、介護等関係機関の連携・協働による地域づくりを一層推進していく必要がある。

## ■ 将来を見据えた人材の確保・育成方策の迅速な実行

- 人口減少社会に伴う働き手の減少などの2040年問題を見据え、地域保健を担う専門職として**保健師を継続的に確保・育成する方策**を具現化し、迅速に対応していく必要がある。

本会の4つの提案に基づく保健師活動の実効性を高めるには

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の更なる改正も必要